

邑智郡の元気な地域づくり支援事業助成金交付要綱

平成 18 年 4 月 1 日
財団法人邑智郡広域振興財団要綱第 1 号

改正 平成 27 年 5 月 7 日 要綱第 1 号
改正 平成 30 年 3 月 1 日 要綱第 1 号
改正 平成 31 年 3 月 1 日 要綱第 1 号
改正 令和 2 年 5 月 1 日 要綱第 1 号
改正 令和 3 年 3 月 1 日 要綱第 1 号
改正 令和 5 年 4 月 1 日 要綱第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人邑智郡広域振興財団（以下「財団」という。）が実施する、邑智郡の元気な地域づくり支援事業（以下「事業」という。）における助成金の支給等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる活動及び経費)

第 2 条 この事業の助成対象は、邑智郡の各地域を舞台とした地域活動等であり、真に自主的に行われ、かつ地域の活性化に資することが認められる、次の活動に対して助成を行うものとする。

① コミュニティ活動

地区講演会、地区街路花壇づくり、河川清掃 他

② 地域振興活動

地区の民話伝承、郷土芸能の保存活動、PRパンフレットの出版 他

③ イベント等の開催

スタンプラリー、〇〇まつり(例大祭は除く)、シンポジウム 他

④ 人づくり活動

文化・スポーツ等のイベント(大会)、講演会などの開催 他

⑤ 自然体感活動

自然体験活動、森林ガイド講座、ふるさと探訪講座 他

⑥ 都市交流活動

グリーンツーリズム、田舎ツーリズムなど都市交流に取り組む活動 他

⑦ 縁結び活動

独身者の出会いと交流の場をつくり、結婚へのキッカケづくりをすることを目的とした活動 他

⑧ その他、公益財団法人邑智郡広域振興財団理事長（以下「理事長」という。）が認めた活動

- 2 前項に定める活動を実施するため必要な経費に対して、別表1に掲げる経費、または理事長が必要かつ適当と認めるもの（以下「対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付する。ただし、当該活動によって生じた参加料、出店料、販売収入、入場料等の収入（以下「参加料」という。）は、当該活動に係る経費から控除する。
- 3 教授所、教室が行う稽古事や温習会、家元制度的な特定流派が単独で行う事業、地方公共団体の関わりが強い事業、学校行事や部活動・学園祭・課外活動の類並びに団体の経常的運営費、単に親睦、融和、連携のみを目的としたもの又は別表2に掲げる経費は、この助成の対象にはならない。

（対象資格）

第3条 前条第1項の活動において、対象となる団体等は次の資格をすべて満たしていることが条件となる。

- ① 3名以上で構成された団体（グループ）であること。
- ② 会員、メンバー等が邑智郡内に在住している団体、グループであること。
- ③ 国・県・市町及びこれらの外郭団体、又は他の団体等の補助、助成等を受けていないこと。
- ④ 政治、宗教、営利を目的としない活動であるとともに公共の安全、秩序、善良な風俗を害するおそれのない団体であること。

（交付回数及び交付額）

第4条 助成金の交付回数及び交付額は、次の各号に掲げるものとする。また、同一年度における同一団体に対する助成は1回限りとし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 交付回数3回まで（連続、隔年を問わず）の助成金の交付額は、対象経費の全額とし、1件につき150,000円を限度とする。
- (2) 交付回数4回以降（連続、隔年を問わず）の助成金の交付額は、対象経費の全額とし、1件につき100,000円を限度とする。
- (3) 前号における交付回数の制限はない。

（申請）

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、次の各号に掲げるとおり交付申請書（様式第1号）により、実施計画書、収支予算書を添付して、理事長へ提出しなければならない。ただし、助成金の申請額が予算額に達し次第、申請を終了するものとする。

- (1) 当年度に事業を実施しようとする場合は、事業開始1ヵ月前までに申請を終了する。
- (2) 次年度における事業を実施しようとする場合は、毎年度3月1日から申請をすることができる。ただし、次年度における本事業が予算の策定、並びにその他の事情により計画が困難となった場合は、この限りでない。

（審査）

第6条 理事長は前条の規定により、交付申請書の提出があったときは、助成金の受給

資格、助成金の支給適否及び予定額を決定するにあたり、財団に設置する助成金交付審査会（以下「審査会」という。）を開催し、これに諮問しなければならない。

- 2 前項の場合、事業実施上又は審査会開催が困難なときは、持ち回り審査によることができるものとする。

（交付決定）

第7条 助成金支給の適否の決定及び助成金の予定額の決定は、前条の規定による諮問に対する審査会の答申に基づいて行わなければならない。

- 2 理事長は前項の規定に基づき、助成金の交付を適当と認めた事業（以下「助成事業」という。）について助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成事業者へ通知するものとする。

（変更申請又は事業の中止）

第8条 助成事業者は、助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を著しく変更するときは、助成金変更交付申請書（様式第3号）を、助成対象事業を中止する場合は、事業中止届（様式第3号の2）を、理事長に提出しなければならない。ただし、変更後の計画の内容が当初の趣旨を変更しないものであり、軽微な変更である場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、第6条及び第7条第1項の規定を準用して決定を行うものとし、変更を承認する場合は助成金変更承認書（様式第3号の3）により、助成事業者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、気象条件又は不測の事態により、事業をやむを得ず中止したときは、交付決定日から事業中止届の日までに生じた経費について、第10条及第11条の規定を準用し、助成金を交付することができる。

（概算払の請求）

第9条 助成事業者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、事業実施15日前までに、助成金概算払請求書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 概算払は、1回まで請求することができる。

（実績報告及び請求）

第10条 助成の交付を受けようとするときは、事業完了後1ヵ月以内に事業実績報告書・助成金交付請求書（様式第5号）により理事長に提出しなければならない。

- 2 前項において、収支決算書を添付するとともに、支出にかかる経費については全て領収書、振込通知書等の写しを添付しなければならない。

（助成金の支払い）

第11条 理事長は前条の規定により実績報告書、助成金交付請求書が提出された場合には必要な検査を行い、実施結果が適正であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、実績報告書、助成金請求書提出後1ヵ月以内に助成事業者へ助成金を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条による概算払の支払額が、確定した助成金の額を

超えている場合は、その差額を返還しなければならない。

(助成の決定取消し及び返還)

第 12 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは、一部の返還を命ずることが出来る。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により交付決定を受け、または助成金交付を受けたとき。
- (3) 財団の承認を受けることなく、事業を変更・中止した場合
- (4) 期限までに実績報告書及び助成金請求書が提出されなかった場合
- (5) その他団体の活動に関し、理事長の指示に違反したとき。

2 団体は前項に規定する返還を命じられたときは、理事長が指定した期日までに助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日より施行し、平成 21 年 3 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 23 年 3 月 1 日より施行する。

(交付回数の算入)

2 旧要綱の規定により行われた助成金の交付は、この要綱第 4 条の規定により交付回数を算定する場合に算入する。

附 則 (平成 27 年 5 月 7 日改正)

(施行期日)

この要綱は公布の日から施行し、平成 27 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成 31 年 3 月 1 日から施行し、この要綱の改正前の申請については、なお従前の例による。

(交流活動支援事業助成金交付要綱の廃止)

- 2 交流活動支援事業助成金交付要綱（平成 19 年 4 月 1 日財団法人邑智郡広域振興財団要綱第 1 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は公布の日から施行し、この要綱による改正後の邑智郡の元気な地域づくり支援事業助成金交付要綱第 8 条第 3 項の規定は、令和 2 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和 3 年 3 月 1 日から施行し、この要綱の改正前の申請については、なお従前の例による。

（邑づくり活動支援事業実施及び助成金交付要綱の廃止）

- 2 邑づくり活動支援事業実施及び助成金交付要綱（平成 29 年 3 月 1 日公益財団法人邑智郡広域振興財団要綱第 1 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行し、この要綱の改正前の申請については、なお従前の例による。

別表 1（第 2 条第 2 項関係）

◆対象経費

科 目 等	内 容
謝金	講師、専門家、指導者への謝礼
旅費	事業の実施に必要な宿泊費、交通費で旅客会社等の領収書があるもの
使用料及び借上料	事業を実施するための会場使用料、車両・機械・備品等の借上料（団体や団体メンバーが所有している施設や器具等の使用料及び借上料は対象外）
消耗品費	事業を実施するのに必要な事務用品、コピー用紙、Tシャツ・ジャンパー等の統一したユニホーム、賞品、プレゼント等
燃料費	事業を実施するのに必要な燃料費で、販売業者の領収書があるもの
通信運搬費	事業に係る郵便料、運搬料
広告料	参加者募集告知などに要する新聞折り込み料などの経費
印刷費	パンフレット、チラシ等の事業に伴う印刷代
その他	事業実施に必要であると理事長が認めた経費

別表 2（第 2 条第 3 項関係）

◆対象外経費

科 目 等	内 容
材料費	イベント等開催に要する食材にかかる費用
食料費	主催者、参加者、運営に携わる人員の弁当等飲食代
備品購入費	椅子、机、キャビネットなどの什器、電子機器など
賃金	アルバイト、警備員等の雇用に支払うもの
申請団体の構成員に対する支出	謝金、人件費等
領収書がとれない経費	対象経費であっても領収書がとれないもの
その他	団体の経常的な活動に要するもの 対象外と理事長が認めたもの

様式第1号（第5条関係）

邑智郡の元気な地域づくり支援事業助成金交付申請書

年 月 日

公益財団法人邑智郡広域振興財団
理事長 様

【申請者】

住 所	〒
団 体 名	
代 表 者	印

邑智郡の元気な地域づくり支援事業の助成金交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

対 象 年 度	年 度
事 業 名	
申 請 回 数	回目
事 業 費 総 額	円（内、対象経費 円）
交 付 申 請 額	円

【添付書類】

1. 邑智郡の元気な地域づくり支援事業実施計画書（別紙1）
2. 邑智郡の元気な地域づくり支援事業収支予算書（別紙2）
3. その他事業を実施するための参考資料（タイムスケジュール等）

(別紙1)

事業実施計画書

事業の目的及び内容 (詳細に)	
事業実施場所	
事業参加者予定人数	人
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
申請者の概要	
団体の設立年月日	年 月 日
団体の活動状況 (活動の詳細が解る印刷物等がある場合は添付)	
団体の構成員	(名簿を添付)
担当者連絡先	
郵便番号	
住所	
氏名	
電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	

☆ご提出いただいた個人情報は、本事業にのみ使用するものであり、他に利用したり第三者に開示することはありません。

(別紙2)

収支予算書

【支出予定明細】(「業者見積り」が必要な場合は添付してください) 単位：円

科目	予算額	うち対象外 経費	うち対象 経費	明細
謝金				
旅費				
使用料及び 借上料				
消耗品費				
燃料費				
通信運搬費				
広告料				
印刷費				
その他				
合計				

【収入予定明細】 単位：円

科目	予算額	明細
財団助成金		(参加料等を対象経費から控除した額を記入)
参加料等		
自己資金		
合計		

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

公益財団法人 邑智郡広域振興財団
理事長

邑智郡の元気な地域づくり支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付にて申請のあった邑智郡の元気な地域づくり支援事業助成金の交付申請について、内容を審査した結果、次のとおり助成金の交付を決定しましたので通知します。

なお、事業完了後、1ヵ月以内に実績報告書・助成金請求書の提出がない場合は、助成交付決定が取り消されますので（要綱第12条）、提出期限の厳守をお願いします。

申 請 日	
交 付 決 定 日	
交 付 決 定 額	円
交付回数（今回含む）	回目

様式第3号（第8条第1項関係）

邑智郡の元気な地域づくり支援事業助成金【変更】交付申請書

年 月 日

公益財団法人邑智郡広域振興財団
理事長 様

【申請者】

住 所	〒
団 体 名	
代 表 者	印

年 月 日付にて決定のあった邑智郡の元気な地域づくり支援事業の助成金交付決定について、助成金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり変更申請をします。

事 業 名	
変 更 理 由	
変更事業費総額	円（内、対象経費 円）
交 付 申 請 額	円

【添付書類】

1. 邑智郡の元気な地域づくり支援事業【変更】実施計画書（別紙3）
2. 邑智郡の元気な地域づくり支援事業【変更】収支予算書（別紙4）
3. その他事業を実施するための参考資料（タイムスケジュール等）

(別紙1-2)

【 変 更 】 実 施 計 画 書

事業の目的及び変更の内容 (詳 細 に)	
事業実施場所	
事業参加者予定人数	人
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
担当者連絡先	
住 所	〒
氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	

☆ご提出いただいた個人情報は、本事業にのみ使用するものであり、他に利用したり第三者に開示することはありません。

(別紙2-2)

【変更】収支予算書

【支出予定明細】(「業者見積り」が必要な場合は添付してください)

単位：円

科 目	当初 予算額	変更後 予算額	うち対象外 経費	うち対象 経費	明 細
謝 金					
旅 費					
使用料及び 借上料					
消 耗 品 費					
燃 料 費					
通 信 運 搬 費					
広 告 料					
印 刷 費					
そ の 他					
合 計					

【収入予定明細】

単位：円

科 目	当初 予算額	変更後 予算額	明 細
財団助成金			(参加料等を対象経費から控除した額を記入)
参加料等			
自己資金			
合 計			

様式第3号の2（第8条第1項関係）

事業中止届

年 月 日

公益財団法人邑智郡広域振興財団
理事長 様

【申請者】

住 所	〒
団 体 名	
代 表 者	⑩

年 月 日付にて決定のあった邑智郡の元気な地域づくり支援事業の助成金交付決定について、次のとおり事業の実施が困難になりましたので、助成金交付の中止を届出ます。

事 業 名	
中 止 理 由	

様式第3号の3（第8条第2項関係）

年 月 日

様

公益財団法人邑智郡広域振興財団
理事長

助成金【変更】承認書

年 月 日付にて申請のあった邑智郡の元気な地域づくり支援事業助成金の変更交付申請について、内容を審査した結果、次のとおり助成金の変更額を決定しましたので通知します。

なお、事業完了後は、1ヵ月以内の実績報告書・助成金請求書の提出をお願いします。

変 更 申 請 日	
変 更 交 付 決 定 日	
変 更 交 付 決 定 額	円
交付回数（今回含む）	回目

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

公益財団法人邑智郡広域振興財団
理事長 様

邑智郡の元気な地域づくり支援事業助成金概算払請求書

【申請者】

住 所	〒
団 体 名	
代 表 者	⑩

年 月 日付にて交付決定通知のあった邑智郡の元気な地域づくり支援事業について、助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり概算払いによって交付されたく請求します。

事 業 名			
交付決定額	円		
今回請求額	円（交付決定額の70%以内、千円未満切捨て）		
振 込 先			
銀行・金庫・農協		支店・支所	
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義（カタカナ）	通帳表紙裏面のカタカナ表記を記入して下さい		
担当者		連絡先（TEL）	

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

公益財団法人邑智郡広域振興財団
理事長 様

邑智郡の元気な地域づくり支援事業実績報告書及び助成金請求書

【申請者】

住 所	〒
団 体 名	
代 表 者	印

邑智郡の元気な地域づくり支援事業について、事業を完了したので、助成金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告し、助成金の交付を請求します。

対 象 年 度	年度		
事 業 名			
事 業 費	円（内、対象経費 円）		
助成金請求額	円		
概 算 払 額	円（概算払いを受けている場合）		
今 回 請 求 額	円（概算払額を除いた金額）		
振 込 先			
		銀行・金庫・農協	支店・支所
預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
口座名義（カタカナ）	通帳表紙裏面のカタカナ表記を記入して下さい		
担 当 者		連絡先（TEL）	

【添付書類】

1. 邑智郡の元気な地域づくり支援事業実績報告書（別紙5）
2. 邑智郡の元気な地域づくり支援事業収支決算書（別紙6）
3. その他参考資料

(別紙3)

邑智郡の元気な地域づくり支援事業 実績報告書

事業完了年月日	年 月 日
事業実施結果の内容 (詳細に)	
事業の成果	
事業実施日	年 月 日 ~ 年 月 日
事業実施場所	
事業参加者人数	人

【添付資料】

1. 写真、成果品、チラシ、パンフレット等
2. その他実績を証する資料

(別紙4)

収支決算書

(注) 支出を証する書類(「領収書」などの写し)を必ず添付してください

【支出】

単位：円

科目	予算額	精算額	うち対象外 経費	うち対象 経費	明細
謝金					
旅費					
使用料及び 借上料					
消耗品費					
燃料費					
通信運搬費					
広告料					
印刷費					
その他					
合計					

【収入】

単位：円

科目	予算額	精算額	明細
財団助成金			
参加料等			
自己資金			
合計			